

# 駐車許可申請の定義

## ○ 駐車禁止規制場所での許可の場合

### 【時間】

- (1) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
- (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えないこと。

### 【場所】

- (1) 駐車禁止の規制が実施されている場所（無余地となる場合や法定の駐車禁止場所は除く。）であること。
- (2) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

### 【用務】

次に掲げる用務のいずれにも該当すること。

- (1) 公共交通機関等の交通手段では、目的が達成することが著しく困難な用務
- (2) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車とにならない方法によることがおよそ不可能な用務
- (3) 道路使用許可を伴わない用務
- (4) 重量貨物又は長大な貨物の積卸しのため、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

## ○ 時間制限駐車区間での許可の場合

### 【時間】

駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えていないこと。

### 【場所】

- (1) 当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

- (2) 当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

#### 【用務】

- (1) 公共交通機関等の交通手段では、目的が達成することが著しく困難な用務
- (2) 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車がおよそ不可能と認められる用務
- (3) 道路使用許可を伴わない用務
- (4) 重量貨物又は長大な貨物の積卸しのため、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

申請は、駐車しようとする場所を管轄する警察署で行うことができますが、7日未満の短期間の場合は、交番、駐在所でも行うことができます。詳しくは、駐車しようとする場所を管轄する警察署交通課へ御相談ください。